

「奈良県災害対応業務マニュアル等作成業務委託 公募型プロポーザル」に係る質問への回答

No.	質 問	回 答
1	「奈良県災害対応業務マニュアル等作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領」の「10. 企画提案書等の提出」について、「副本には提案者名及び提案者を推測できるような記載を行わないこと。」とあります。 〔様式7〕において、業務の受注実績について実績対象の社名や実績内容を記載すると、当社ホームページ等で公開している情報との突き合わせから推測ができてしまう可能性があります。この場合実績対象の社名等は伏せた方が良いでしょう。 副本単体で推測できなければ良いか、他情報との突き合わせで推測できる可能性を排除すべきか、いずれかをご指摘いただければと存じます。	〔様式7〕において業務受注実績を記載する場合、副本単体で提案者名及び提案者を推測できないのであれば、実績対象の社名等を記載いただいて差し支えありません。
2	企画提案書〔様式7〕の記載内容として、「過去に同種又は関係する業務の受注実績（相手方は国、地方公共団体等に限定しない。）や、その他業務の実現能力の確認に資する事項があれば示すこと。」と記載されています。〔様式7〕でお示しする受注実績は、奈良県契約規則第19条第1項5号に準じるもの（当規則で示されている条件に該当するかのご判断にも使用されるもの）と考えて差し支えないでしょうか。	当該記載は、奈良県契約規則第19条第1項第5号に準じるものではありません。業務の実現能力を審査するにあたり、過去に業務の受注実績等を有する場合には、相手方を限定せず、広く実績を企画提案書において示すことを求めたものになります。 奈良県契約規則第19条第1項に定める契約保証金の免除の要件に該当するかの確認は、契約の相手方を特定し、業務委託契約を締結する際に別途行うことになります。
3	契約保証金につきましては、奈良県契約規則第20条に基づき、プロジェクト完了後にご返金いただけるものと想定しています。認識違いがございましたらお知らせください。	ご認識のとおり、奈良県契約規則第20条に基づき還付します。
4	企画提案書〔様式3〕～〔様式7〕にて指定されている内容以外の資料を別途ご送付することは可能でしょうか。（例えば、会社紹介や、弊社の特徴・強みなどをご説明するもの）	企画提案書以外の資料を送付いただくことは差し支えありませんが、企画提案書以外の資料は受託者の選定における審査の対象にならないことにご留意ください。（プレゼンテーション審査で用いることはできません。）
5	今回作成する「（仮称）奈良県災害対応業務マニュアル」及び「（仮称）奈良県災害対応機器操作マニュアル」について、上位計画である「奈良県水防計画」及び「奈良県地域防災計画」との役割の違いや相互の関係性について教示ください。（例えば、上位計画と当該マニュアル各々の活用イメージ、上位計画のどの部分を当該マニュアルは担う・補完するのか、上位計画が更新されればマニュアルも更新される等） また、現状でも相互に連動しているという理解でよろしいでしょうか。	今回作成するマニュアルは、仕様書の「業務目的」にも記載しておりますが、防災・危機管理宿日直、災害警戒体制及び災害対策本部事務局に関する具体的な業務手順等を定めたものになります。 ご認識のとおり、「奈良県地域防災計画」は今回作成するマニュアルの上位計画となりますので、マニュアルが対象としている事項が「奈良県地域防災計画」上で変更された場合は、マニュアルも連動して変更される等、相互に連動しています。 なお、今回作成するマニュアルが対象とする業務は、「奈良県水防計画」に基づくものではありません。
6	既存マニュアルは令和7年度となっていますが、見やすさや使いやすさ、編集等が必要ではあるものの、記載内容は最新知見でオーソライズされたもので問題はないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	質 問	回 答
7	ご提供いただきました既存マニュアル4種類はPDFファイルとなっておりますが、作業にあたっては既存マニュアルの内容を大いに活用することが想定されることから、活用し易いワード・エクセルやパワーポイント等の電子ファイルで提供いただけるということでしょうか。	仕様書の「資料の貸与」に記載している資料は、原則、元のデータ形式で提供する予定です。
8	作成する2マニュアルは、「紙媒体及び電子媒体の両方での利用を想定する」とのことですが、電子媒体での利用とは具体的にどのような利用方法でしょうか。紙媒体利用版と電子媒体利用版の2つのパターンを想定していますか。	電子媒体での利用とは、職員が業務上使用するパソコン等の電子機器でマニュアルを確認することを想定しています。 また、災害対応業務に用いるマニュアルであることから、停電により電子機器が使用できない場合等でも支障なく利用できるよう、紙媒体及び電子媒体の両方での利用を想定しています。
9	「災害応急対策要領【本編】」と「奈良県災害対策本部事務局マニュアル」の関係性として、「災害応急対策要領【本編】」の下位に「奈良県災害対策本部事務局マニュアル」が位置づけられている、という理解で正しいでしょうか。	「災害応急対策要領【本編】」は防災・危機管理宿日直及び災害警戒体制に関する事項を、「奈良県災害対策本部事務局マニュアル」は災害対策本部事務局に関する事項を定めたものであり、それぞれ対象とする事項が異なることから上下関係にはありません。 一方で、防災・危機管理宿日直、災害警戒体制及び災害対策本部事務局は、体制こそ異なりますが、業務としては延長線上にあるため、マニュアルとしては一体として整備、利用されています。
10	「災害応急対策」、「災害対策」の両者の表記の使い分け・意味の違いにつきましても、確認させていただければと存じます。	「災害応急対策要領【本編】」の「災害応急対策」は、災害対応業務一般を示した表記である一方、「奈良県災害対策本部事務局マニュアル」の「災害対策」は、災害対策基本法に基づき県が設置する「災害対策本部」の名称の一部になります。